

第 1 次山鹿市行政改革大綱

～市民との協働による新しい都市^{まち}づくりに向けて～

平成 1 8 年 3 月

山 鹿 市

目 次

1 行政改革大綱策定の趣旨	P1
2 行政改革の必要性	P2
(1) 社会経済情勢の変化	
(2) 少子高齢社会の到来	
(3) 地方分権の一層の進展	
(4) 市民のまちづくりへの参加意識の高まり	
(5) 高度情報化の進展	
3 行政改革の推進	P4
(1) 大綱の推進期間と体制	
(2) 市民への公表	
4 行政改革の基本的な考え方	P4
(1) 行政改革の基本項目	
(2) 行政改革推進の視点	
5 行政改革の基本的な取り組み（推進項目）	P5
I 市民の行政参加と協働	P5
(1) 市民参加制度の構築	
(2) 市民と行政の協働体制の確立	
II 簡素・効率的な行政運営	P6
(1) 民間活力の積極的な活用	
(2) 効率的・効果的な施設運営	
(3) 外郭団体等の経営健全化	
(4) 情報化の推進	
III 組織機構と人事管理の見直し	P10
(1) 明確で機能的な組織体制の確立	
(2) 人事管理制度の適正化	
6 行政改革推進の進行管理	P11
(1) 実施計画の策定	
(2) 実施計画の期間	
(3) 実施計画の見直し	
(4) 実施計画の進行管理と公表	

1 行政改革大綱策定の趣旨

山鹿市は、従来から市民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営を目標として、積極的に行政改革に取り組んできました。

しかしながら、近年、従来の行政システムでは的確に対応することができない様々な課題が発生し、経費削減や組織機構のスリム化等を主体とする従来からの減量的改革にとどまらず、経営的改革を視点とする効果的・効率的な行政システムを確立する必要があります。

これからは、今までの行政主導で進められてきた市政運営を見直して、市民との協働*によるまちづくりを推進するとともに、コスト意識、成果重視、競争原理など民間の発想を生かした行政経営への転換を進め、市民ニーズに応じたより良質なサービスを迅速かつ効率的に提供していく、新しい行政システムを構築していかなければなりません。

今回の行政改革では、平成 17 年 1 月 15 日に歴史的な合併を成し遂げた山鹿市に、新たな元気を生み出す行政を市民との協働により構築することを目的として推進します。そして、このことが山鹿市総合計画*に掲げる将来都市像「まほろば創生・人輝く温もりの都市（まち）やまが」の実現につながるものと考えます。

このため、市民の代表からなる山鹿市行政改革懇話会*からの行政改革に関する提言の趣旨を踏まえ、新しい時代と新生山鹿市に相応しい、山鹿市行政改革大綱を策定しました。

また、真に実効性ある推進のためには、職員一人ひとりが強い意志と責任感を持ち、英知を結集し、本市の最重要課題として将来を見据えた改革を強力に推進することが必要です。それと同時に、この改革を成し遂げるためには、まちづくりの主役である山鹿市民の理解と協力が必要不可欠です。

古代より培われてきた恵まれた資源・財産、豊かな人材を持つ山鹿市を将来にわたり継承していくために、市民と行政が良きパートナーとして行政改革を推進します。

*協働 / 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

*山鹿市総合計画 / 市の長期的展望をもとに将来像を定め、各種計画の最上位に位置づける計画として定めるもの。基本構想(10年)とこれに基づき施策を体系化した基本計画(5年)、さらにこれを具体化した実施計画(3年)から構成される。

*山鹿市行政改革懇話会 / 平成17年10月に、山鹿市における行政改革を推進するため設置された市長の諮問機関。11人の市民代表にて構成。

2 行政改革の必要性

(1) 社会経済情勢の変化

社会経済情勢は、長引く景気の低迷による雇用情勢の悪化、三位一体の改革*の動向等極めて厳しい状況にあります。このような中で、市民の価値観や生活様式はますます多様化しており、市民のニーズは一層高度化・複雑化しています。

行政が、自らの持つ資源を活用して、自らが主体となって公共サービスの多くを提供していく従来の手法は限界にきている中で、社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民ニーズに応えた満足度の高いサービスを提供していくためには、時代に即応した行政体制の整備を図っていくことが必要であります。

*三位一体の改革 / 地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるように、地方への国の関与を廃止・縮減し、地方分権を推進する観点から、「国庫補助負担金の改革」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税の改革」の3つを一体的に行うもの。

(2) 少子高齢社会の到来

本格的な少子高齢社会の到来に伴い、今後、労働力人口の減少などによる経済的な影響や、地域の活力の低下が懸念されます。また、高齢者の保健・医療・福祉や子供たちの健全育成、安心して子供を産み育てる環境の整備等に的確に対応していく必要があります。

(3) 地方分権の一層の進展

市民に身近な行政は、できる限り身近な自治体が処理するという基本的な考え方に基づき地方分権が進められている今日、地域の実情に即し、自主性・自立性に富んだまちづくりを推進するため、行政の役割と責任は増大しています。分権社会においては、市民に開かれた市政の実現と市民の視点に立った施策の展開が一層求められ、市民の自己決定・自己責任のもとでまちづくりを推進していく必要があります。

(4) 市民のまちづくりへの参加意識の高まり

近年、福祉や環境、まちづくり、スポーツなどの広範な分野において、NPO*やボランティア*による活動が活発化するなど、市民のまちづくりへの参加意識が高まってきています。市政への市民参加を進めるため、その仕組みを明確にし、共に協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

*NPO / 「Non-Profit Organization」の略

市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち特定非営利活動促進法(NPO法)により法人に認証されたものを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

*ボランティア / 自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う個人をいう。その活動を指す場合もある。

(5) 高度情報化の進展

情報処理技術、通信技術が飛躍的に発展し、地域における高度情報化が急速に進んでいます。特に、インターネット*等の新しいコミュニケーションの手段は、広く市民生活に浸透してきており、情報ネットワーク社会が構築されつつあることから、これらの高度情報化の進展に的確に対応していく必要があります。

*インターネット / 専用機や電話回線を利用した通信により、全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。

3 行政改革の推進

(1) 大綱の推進期間と体制

大綱の推進期間は平成18年度から平成22年度までの5年間とし、山鹿市行政改革推進本部を中心に全庁で推進します。

また、推進本部では議会や懇話会への報告を適宜行いながら、行政と市民が一体となって行政改革を推進します。

(2) 市民への公表

大綱は、広報誌や市のホームページ*等を通じて市民に公表するものとし、行政の透明性を確保します。

*ホームページ / インターネットで情報提供・公開するために作られたページ。

4 行政改革の基本的な考え方

(1) 行政改革の基本項目

行政改革の基本項目は次のとおりとします。

I 市民の行政参加と協働

II 簡素・効率的な行政運営

III 組織機構と人事管理の見直し

(2) 行政改革推進の視点

① 市民の目線からの改革

行政を市民に対するサービス産業と捉え、市民にとって満足度の高いサービスを提供できるよう、従来の発想や組織の枠組みに捉われることなく、市民の目線に立って改革に取り組みます。

② コスト意識の徹底

限りある行政資源を有効活用する観点から、人件費を含めたコスト意

識の徹底を図り、改革に取り組みます。

③ スピード重視

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応し、早急に成果を挙げる必要があることから、スピードを重視して改革に取り組みます。

④ 成果重視

改革の明確な目標を設定し、毎年、その進捗状況と課題等を点検し、必要に応じて実施内容や推進方法等を見直しながら、成果を重視して改革に取り組みます。

⑤ 透明性の確保と説明責任の徹底

行政改革の進行状況及び成果について、適宜市民にわかりやすい形で公表し、透明性の確保と説明責任の徹底を図ることによって、市民の理解と協力を得ながら改革に取り組みます。

5 行政改革の具体的な取り組み（推進項目）

I 市民の行政参加と協働

現在の行政運営においては、市民の協力なしでは所期の目的を達成できないもの、いわゆる「公」と「私」をつなぐ「協働」の領域が拡大しています。

この協働によるまちづくりを推進するためには、行政が市民から信頼を受けていること、市民が市政の情報を的確に得ていることが不可欠であります。

今後は、市民と行政が目的を共有し、それぞれの特性を生かしながら、対等な立場で自主自立のまちづくりに取り組むことが必要であります。そのために行政は、多くの行政情報の提供を行ない、情報の共有化を図るとともに、行政参加機会の創出や、自治会及びボランティア団体等の育成支援を行い、市民との協働によるまちづくりの確立を目指します。

(1) 市民参加制度の構築

行政は、市民への一方向的な情報提供手段の見直しを行ない、市民が行政とのコミュニケーションを図ることができる機会を提供しなければなりません。そのためには、行政からの情報提供にあわせて、市民からの意見を広く求めるパブリックコメント制度*等を導入し、行政の公平性、透明性の向上に努め、市民の行政参加の推進を図ります。

*パブリックコメント制度 / 行政機関が規則を制定・改廃する際に、素案の段階で公表し、事前に市民から意見や情報提供を求め、その後最終的な決定をする制度。

(2) 市民と行政の協働体制の確立

市民のニーズが、ますます多様化・高度化する中で、これら全てに行政が主体となって対応することは困難になってきています。今後は、「行政がなすべきこと」、「市民ができること」、「お互いが協力し合うこと」の区分を見極め、市民との協働を目指した新たな関係づくりに努めなければなりません。その中でも、自治会やボランティア団体等による市民活動については、行政との協働を進めるうえで重要な役割を担っているため、自主活動組織の育成及び支援を行うとともに、自発的、自主的な活動の促進を図ります。

II 簡素・効率的な行政運営

地方分権型社会への転換により行政の役割は増大しており、これに対応する行政システムは、簡素で効率的なものでなければなりません。

そこで、新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、事務事業全般にわたり行政と民間の役割分担のあり方、受益と負担の適正・公平の確保、費用対効果等、様々な角度から抜本的な見直しを行い、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを念頭におき、整理合理化に努めます。

また、限られた経営資源（人材・財源）の中で、様々な課題に対応しつつ市民サービスの向上を図っていくために、行政情報化の一層の推進を図ります。

(1) 民間活力の積極的な活用

行政運営は、「あれもこれももの時代」から「これだけはの時代」、すなわち選択と集中の時代に入ってきています。そのため、行政関与の必要性は考慮しながらも、「民間にできることは民間に」を基本に、市民や民間事業者がサービスの提供者となる仕組みを確立する必要があります。特に、行政と民間事業者が競合する事務・事業については、民間の専門的能力やノウハウを最大限に活用し、効率・効果的な市民サービスの提供に努めます。

① 市民と行政の役割分担

行政の役割について抜本的に見直し、市民や民間との役割分担を明確化していくとともに、民間で実施可能な行政サービスはその内容やコストについて比較検討を行い、積極的な民間活力（委託化、民営化、PFI*、指定管理者制度*等）の導入を図ります。公と民が適切なパートナーシップ*を結び、民間委託等により効率・効果的な市政運営を図りつつ、市民

サービスの向上・充実だけでなく地域経済の活性化、雇用の創出等の二次的効果にも十分な配慮を行います。また、市民が行政サービスの受け手から担い手へとなることから、市への一方的な依存意識から脱却し、市民自らが行うまちづくりの実現を促すものとします。

*PFI / 「Private Finance Initiative」の略

公共施設などの設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を図っていこうとする考え方。

*指定管理者制度 / 公共的団体（農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の構成社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの）に限られていた公の施設の管理運営主体が、民間事業者にも管理運営を委ねることができるようになったもの。

*パートナーシップ / 対等で友好的な協力関係のことで、行政、市民、ボランティア団体及び企業の関係において重要な概念。Partnership。

② 指定管理者制度の活用推進

これまで、市による直営の他、適正な管理を図るため財団等の公共的団体に委託して行ってきた公の施設*の管理については、サービス内容の充実や民間の能力・ノウハウを幅広く活用する観点から、指定管理者制度が設けられました。

本市においても、この制度を有効に活用するため、利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む。）を十分考慮して、積極的な導入・推進を図ります。

*公の施設 / 住民福祉の増進を目的とし、住民の利用に供する地方公共団体が設ける施設で、図書館や公民館などをいう。

(2) 効率的・効果的な施設運営

公の施設については、その設置目的や真に必要な施設数、管理運営状況など、そのあり方、管理運営方針等を検証し、地域性や市民の理解に十分配慮しつつ、市全域の広域的視点に立った効率的で、適正かつ充実した施設運営への改善を図ります。

そのためには、施設の統廃合、民営化も視野に入れた検討が必要であり

ます。

① 保育サービスの充実と施設運営の効率化

急速な少子化に伴う園児数の減少や施設の老朽化が進む中で、子育てを取り巻く環境は大きく変化しつつあり、豊かな感性を育む就学前教育・保育の充実及び環境整備が求められています。

そのため、時代の要請に応え得る保育内容の充実、サービスの提供、教育・保育内容の向上に取り組むとともに、地域の実情や特性を尊重しながら、保育園・幼稚園の一元化も踏まえた統廃合及び民営化を計画的に推進します。

② 老人ホームの再編整備

合併に伴い3施設となった養護老人ホームについては、施設の老朽化や管理運営費の増嵩により、施設運営の見直しが求められています。利用者の人権擁護と国の制度改正の動向に十分配慮しつつ、サービスの向上と行政のスリム化を行ううえでも、施設の統廃合及び民営化について計画的に推進します。

③ 小・中学校の教育環境の充実と施設の再編

旧来からの小学校区については、スポーツや文化行事により交流を深めるなどのコミュニティの集合単位としての一面を持っています。しかしながら、合併による区域の拡大や児童・生徒数の減少により、これら歴史と文化に配慮しながらも見直しの時期が来ています。

小・中学校の教育環境の充実や児童・生徒の安全確保を第一に考え、通学区域の見直し、学校規模の適正化、食育*に配慮した給食方式など市民（保護者）の理解と協力を得ながら、地域住民と十分な検討を行い、統廃合をも視野に入れた教育環境の整備を図ります。

*食育 / 心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育を行うこと。

(3) 外郭団体等の経営健全化

外郭団体は、市から財政的援助や人的支援を受け、市民福祉の向上や地域の活性化等を目的として、その専門性を活かしながら、市で直接事業を実施するよりも効率的・効果的に事業を推進し、市民サービスの向上を図るために設立された行政の補完的・代行的団体であります。

設立の目的・経緯を踏まえて、団体の自主自立、経営健全化に積極的に取り組みます。

① 第三セクター*の抜本的な見直し

第三セクターを取り巻く環境は益々厳しさを増していることから、一層の経営健全化に取り組む必要があります。

そこで、市が出資している5つの第三セクターについて、設立された経緯、地域性、歴史的背景には十分配慮しながら、経営分析に基づく改善指導を行い、過度の市費負担を負うことのないよう抜本的な改善に努め、民間との競合への対応や、経営強化による地域の活性化を図るうえでも法人の自立化を目指します。

*第三セクター / 国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。本来、国や地方公共団体が行うべき業務を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。

(4) 情報化の推進

著しい情報通信技術の発展は、社会、産業、生活などのあらゆる分野での情報化を可能とし、社会構造、生活環境を急速に変化させつつあります。

行政の情報化についても、IT*の進展に対応し、計画的な推進を図るとともに、事務処理の効率化や行政サービスの迅速かつ適切な提供に努めなければなりません。

*IT / 「Information Technology」の略
コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

① 電子自治体*の推進

総合行政ネットワーク*、住民基本台帳ネットワーク*システムなどの基盤を活用し、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政の情報化を推進します。推進に当たっては、市民が求める行政サービスを十分検証したうえで、情報システムの品質やコスト等に関し検討を行い、システム整備の適正化に努めます。また、行政手続のオンライン*化や市民とのコミュニケーションをはじめとする真に必要な住民サービスの向上については、ITの有効利用に積極的に取り組みながら、電子自治体の構築を図ります。

*電子自治体 / 地方自治体における申請などの手続きを、インターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する電子化された地方自治体。

*総合行政ネットワーク / 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。「LGWAN (エルジーワン)」ともいう。

*住民基本台帳ネットワーク / 各地方公共団体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム。

*オンライン / コンピュータで、端末の入出力装置などが通信回線を通じて中央の処理装置の直接制御下に置かれている状態。

Ⅲ 組織機構と人事管理の見直し

組織機構は、社会情勢や環境の変化に対応して、不断に見直しを継続すべきであり、特に今後は、地方分権の推進による権限や財源の動向、行政需要の変化などを勘案し、絶えず適応力と時代の要請に柔軟に対応した、活力ある組織機構の構築に努める必要があります。

また、職員個々の資質の高揚と能力開発及び組織の活性化を図り、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員配置を目指し、限られた人的資源の重点的、効果的配置を行うとともに、組織の整備と併せて定員管理の適正化、執行体制の簡素化・効率化を積極的に推進します。

(1) 明確で機能的な組織体制の確立

新たな行政課題や複雑化・高度化する市民ニーズ、社会経済情勢の変化、さらには合併による行政範囲の拡大に伴い、行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備を図ります。また、組織機構の横断的な見直しを行い、成果志向の行政運営を目指し、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で即応性があり、柔軟で機動力のある効率的な組織機構の確立に努めます。

さらに、市民サービスと利便性の向上に配慮したわかりやすく利用しやすい本庁と総合支所のあり方も見直しを行い、本庁方式*へ段階的にスムーズな移行を図ります。

*本庁方式 / 合併市町村の組織を1つの庁舎（本庁）に集約し、本庁舎以外の従来の庁舎は、窓口的機能を持つ支所や出張所とするやり方。

(2) 人事管理制度の適正化

行政需要の動向を的確に捉え、組織機構の簡素合理化、民間委託の推進等により、実情に応じた適切な職員配置に努め、計画的な職員数の抑制に

取り組むものとし、職員年齢構成にも配慮しつつ、計画的な採用・退職管理の下で定員管理適正化計画*を策定し、目標数値の達成に努めます。今回は、行政改革推進期間の平成22年4月1日における普通会計職員数*を、平成17年4月1日現在から12%削減することを目標とし、他会計においても事務事業の効率化等を図り、積極的な職員削減を推進します。

そのためには、職員の能力や業務実績に基づいた適切な評価に努めることにより、意欲、適性を十分引き出せるような人事管理システムや給与制度の構築を図り、新たな時代に即した人（職員）づくりを促進します。

*定員管理適正化計画 / 地方公共団体がその定員の適正化を推進するため、計画期間を定め、目指すべき職員数及びそれを実現するための具体的方策を盛り込んで策定する計画。

*普通会計職員数 / 特定の事業（国民健康保険事業、上・下水道事業、病院事業等）を行う場合の公営事業会計の職員を除いた職員数。地方自治体間の比較等に用いられ、山鹿市の場合、一般会計の職員数となる。

6 行政改革推進の進行管理

(1) 実施計画の策定

実施計画は、新たな行政改革の基本的な方向を示した「第1次山鹿市行政改革大綱」を指針として策定したものであり、新たな行政需要や厳しい財政状況、さらには地方分権の推進に的確に対応するため、重点的に取り組むべき項目について、可能な限り具体的な数値目標や実施年度を定め、計画的に推進するものです。

(2) 実施計画の期間

実施計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

(3) 実施計画の見直し

実施計画の策定後に、状況の変化等により項目の追加又は変更の必要が生じたときは、適宜見直しを行い、改革を推進するものとします。

(4) 実施計画の進行管理と公表

実施計画の進行管理は、山鹿市行政改革推進本部が行うものとし、行政改革担当課で進捗状況を掌握します。

また、推進本部では、議会や懇話会への報告を適宜行いながら推進し、進捗状況については、広報誌や市のホームページ等を通じて市民に公表します。